

9月定例会の最終日に議員より「情緒障害児が通学する学校設備の拡充を求める意見書の提出について」(案)及び「『国の責任による35人以下学級の前進』を求める意見書の提出について」(案)が議長に提出され、本会議においてそれぞれ議員案第6号、議員案第7号として上程し、可決いたしました。なお、この意見書につきましては、議長において関係機関へ送付いたしました。



情緒障害児が通学する学校設備の拡充を求める意見書

「那須こどもの家」は、児童福祉法第43条の2に基づき、2010年4月に情緒障害児短期治療施設として開設しました。この施設は、軽度の情緒障害のため情緒的支援を必要とする子どもの健全育成を図り、人としての生きる力を育むことを目的に社会福祉法人邦友会が運営しています。那須こどもの家は、国際医療福祉大学と同じ敷地内にあり、大学付属関連施設の医師等の援助を得て、子どもたちの生活の安定や能力発達の取り組みをしています。

那須こどもの家に入所している児童生徒が義務教育を保障する学校として、同敷地内に大田原市立金丸小学校北金丸分校及び大田原市立金田南中学校北金丸分校が併設されています。分校は、医療機関との連携を図り、児童生徒一人ひとりの実態に即したきめ細かな教育支援計画のもとで教育を行い、安心して学べる学習環境の中で、自分らしさを見つけ自立へと向かう児童の育成を図るとともに、前籍校への復帰を支援することを目標としています。

そのような中、本市にある北金丸分校の施設は、学校教育法と義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令に基づいた基準を満たしておらず、児童生徒に対して教室が狭隘であり、教室数も小中学校を併せて3教室しかなく、児童生徒がパニックを起こすと、自分の意志では感情がコントロールできず、他の児童生徒達の学校生活に支障をきたす状態となり、落ち着いた教育環境を確保することができません。

また、建設当時は、栃木県こども政策課と栃木県教育委員会の協議がないままに施設建設を先行したため、分校施設の面積が241.33㎡という情緒障害児を教育する施設としては、施設規模も不十分であり、理想とする教育環境には到底及ぶものではありません。

よって、国、県において、早急に学校設備の拡充を行うよう、以下の通り強く要望いたします。

記

- 1 教室の新設
 - 現在の3教室から4教室とし、1教室当たりの大きさも法律に則った教室とすること
- 2 精神的な安定を図れる場所の確保
 - ・クールダウン室(自分の気持ちを落ち着かせる部屋)を新設すること
 - ・保健室(養護教諭は配置されているが、保健室がない)を新設すること
 - ・プレールーム(子どもたちが遊べる部屋・ミニ体育館)を新設すること
- 3 必要な学校教育が行える環境の整備
 - ・理科室、図書室及び音楽室等の特別教室を新設すること
- 4 会議室の新設
 - ・保護者及び児童生徒と話し合いをする場として会議室を新設すること
- 5 グラウンドの確保
 - ・施設内に運動ができるグラウンドを整備すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月24日

栃木県大田原市議会議長 藤 田 紀

提出先: 文部科学大臣、栃木県知事、栃木県教育委員会教育長